点検評価表 (外郭団体)

Ι 団体の概要

(令和3年4月1日現在)

	団	体	名	公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター				
	所	在	地	静岡市駿河区南町11番1号 設立年月日 平成3年12月2日				
	代	表	者	理事長 酒井 公夫 県 所 管 課 静岡県警察本部組織犯罪対策課				
設立に係る根拠法令等 (平成3年5月15日法律第				暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年5月15日法律第77号)				
	団体の沿革			平成 4年 6月 4日 静岡県公安委員会指定 平成 4年12月 8日 特定公益増進法人認定 平成23年 4月 1日 公益財団法人移行				
運営する施設 -								
団体ホームページ http://www.shizu-boutui.or.jp/								

出資者	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	660,354	81.0
市町村	150,000	18.4
民間	4,771	0.6
基本財産(資本金)計	815,125	100.0

	役職員の状況(人)						
Г	常勤役員	1	ţ	常勤職員	5		
	うち県OB	1		うち県OB	2		
	うち県派遣	0		うち県派遣	2		
	非常勤役員 11		TIN	非常勤職員	7		
役員 計		12		職員 計	12		

Ⅱ 点検評価(団体の必要性)

1 団体の設立目的(定款)

暴力団員による不当な行為を予防するための広報事業、暴力団員による不当な行為についての相談事業、暴力団員による不当な行為の被害者に対する救済事業等を行うことにより、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって安全で住み良い静岡県づくりに寄与することを目的とする。

2 団体が果すべき使命・役割

不透明かつ巧妙に社会へ介入し、資金獲得活動を続けている暴力団に対し、官民一体となった排除活動を推進し、県民等の安全かつ平穏な生活を確保する。

3 団体を取り巻く環境

区 分	内 容
団体を取り巻く社会 経済環境の変化や 新たな県民ニーズ	コロナ禍により、社会全体の諸活動が制限される中でも官民一体となり、社会から暴力団を排除する機運がさらに高まりを見せるなど、事業所等が活動をしていく上で、当センターが実施する情報収集に基づく情報提供や不当要求防止責任者講習などの公益事業の重要性が増している。 相談者等からは、暴力団等反社会的勢力の対処要領や会議・研修会などでの暴力団排除講話が求められ、暴力団事務所付近住民から使用差止め請求の訴訟委託を受けるなど、県民からのニーズは高まっている。
行政施策と団体活動 との関係(役割分担)	暴力団が、不透明且つ巧妙に社会へ浸透して資金獲得活動を続けている中、これらを根絶するためには警察における取締りと規制のほか、企業や民間による排除活動等官民一体となった排除への取り組みが必要である。暴追センターはその中心的存在として企業や市民に対し、広報啓発、民間自主活動の援助、相談、少年に対する影響排除、暴力団からの離脱支援、不当要求防止責任者講習、暴力団情報管理機関の業務援助、被害者救援、少年指導員研修等多岐にわたる援助、支援を行っている。
民間企業や他の団体 との関係(役割分担)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により、県公安委員会から指定された団体で、県内で当団体の他に事業内容や活動分野が類似する団体は存在しない。

4 事業概要 (単位: 千円)

区分	事業名	事業概要	R2決算	R3予算
日土尹	相談、助言事 業・助成、貸 付事業	・暴力団員による不法、不当な行為の被害者等からの相談及び助言・少年及び暴力団離脱希望者からの相談及び助言・離脱希望者雇用給付金支給・民事訴訟費用の無利子貸付・被害者見舞金支給	9,782	12,460
	広報啓発事 業·暴力団排 除活動支援事 業等	・広報啓発・暴力追放県民大会の開催・少年に対する暴力団の影響を排除するための広報啓発・視聴覚教材の貸出・民間団体が行う暴力団排除活動支援・暴力団事務所等の監視及び情報の収集、提供及び調査活動・少年指導委員に対する育成事業	14,653	15,882
県委託	不当要求防止 責任者講習事 業	暴力団からの不法、不当な行為の被害を防止するため、知識技能の 普及と思想の高揚を図る目的で、県公安委員会の委託を受け、企業、 事業所及び行政機関から不当要求防止責任者として選任された社 員、職員に対し、教本やビデオ等視聴覚教材を使用した講習会を無償 で開催し、講習終了時には「選任事業者の証」、「受講修了書」を交付 している。	5,343	5,638
	•	合 計	29,778	33,980

5 事業成果指標

		□ 4≖ / +					
指標の名称(単位)	1120	D1	Do		目標値 (年度)		
	H30	R1	R2	評価	(千皮)		
暴力追放友の会会員(賛助会員)数(人)	800	800	800	В	800		
恭刀追放及の云云貝(貝切云貝)奴(人)	805	786	740	В	(R3)		
不当要求防止責任者講習受講者数(人)	2,000	2000	2000	0	2000		
(人)	2,233	2,157	1,119	С	(R3)		
一种社员的国体数(国体)	40	40	40	٨	40		
職域暴追団体数(団体)	39	41	41	Α	(R3)		

※評価 ··· A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

	団体の自己評価	県所管課による評価		
判定	評価	判定	評価	
Δ	年初からのコロナ禍により、社会全体の諸活動が制限される中での事業活動となり、責任者講習会受講者は、開催期間や会場制限等で大幅な減少となったが、開催回数は例年の約9割であった。更に友の会会員は会費を必要とするにも関わらず僅かな減少であり、職域暴追団体は同数を維持した。また、現実的には、主催及び参加行事の多くが中止するなどしたため、代替的な方策として、広報啓発事業等の推進を図った。	Δ	賛助会員については、全体数は減っているものの、これは会費未払いの個人会員の排除、見直しにより、真に団体の活動に理解を示す会員の獲得を図っているものであり、今後は目標を達成するため、各種講習や活動時に友の会の特典をアピールしていく。 責任者講習についてはコロナ禍の影響から1回の受講者数をこれまでより半減させる等の感染防止対策を行いながらの開催であるため、受講者数もほぼ半減しており、日標人数達成のため今後開催回数を増やすことを検討していく。また職域暴追団体については、新規加入はなく、コロナ禍の影響により、退会する団体が増加しないよう新規加入の勧誘、現状の団体数を維持していくことが必要である。	

※判定欄 ··· ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

	団体の自己評価	県所管課による評価		
判定	評価	判定	評価	
0	暴力団等の不当要求行為から県民を守り、暴力団のいない安全で住みよい静岡、 を実現するため、警察、行政機関、弁護士及び地域・職域の暴力追放団体と連携を警のした。 にし、被害を受けるおそれのある県民と警察の橋渡し役を果たした。 定款に定める公益目的事業についても衰に定める公政府の犯罪対策閣僚会時合せとしてまとめられた、いか部専門機関を事合せといても、外部専門機関とのと社指針」においても、外部専門機関とのよりに対いても、外部専門機関とのよりはがら事業力団排除推進団体と定められているこまた静岡県暴力団排除推進団体と定められているこまた静岡県展に対して団体の事業の推進のいて周知を図りながら事業の推進を関いて、令和2年度は、静岡県内初の「適格都道府県センター制度」を活用した暴力団を関いて、令和2年度は、静岡県内初の「適格都道府県センター制度」を活用した暴力団体の場所使用差止請求の仮処分申立を実施。	0	当団体は、「暴力団員による不当な行為の 防止等に関する法律」を根拠として設立し、 県内で唯一の暴力団排除推進団体として事 業活動を行っており、平成19年6月に政府の 犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせとしる 被害を防止するための指針」においても、そ の外部、更には、平成23年8月施行の「静間 県暴力団排除条例」においても、暴力団排除の充実が求められている。 このような状況下で県東部の暴力団事務 所付近住民から同事務所に対する使用差 必の訴訟委託を受け、県内初の「適格 正めの訴訟委託を受け、県内初の「適格 道府県センター制度」を活用し、民暴弁 道府県センター制度」を活用し、民暴の が認められる。	

※判定欄 ··· ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況(過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況)

行政経営推進委員会意見		対応状況					
(経営健全性に係る意見を除く)		団体記載		県所管課記載			
一層の収入確保に努めながら、県民ニーズを踏まえた事 業を行う。	0	継続して暴力団追放友の会会員増強及び暴追自販機の設置拡大に努め、微増なるも収入確保策を講じながら、県警察との連携を密にして、県民に還元するよう努めている。	0	・警察官を派遣していることにより、スムーズな情報共有が図れている。 ・一定の寄附金が寄せられた企業等に対し、暴力追放県民大会で賞揚するなど、友の会の会員増強の支援を推進している。			

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

Ⅲ 点検評価(経営の健全性)

1 財務状況 (単位:千円)

	(十四: 1 1							
	区 分	H30 決算	R1 決算	R2 決算	評価	備考(特別な要因)		
	単年度収支 (d-h)	-2,630	-222	-1,170	В	訴訟費用の支出		
健	経常損益 (a+b-e-f)	-2,630	-222	-1,170	В	訴訟費用の支出		
全性指	公益目的事業会計	-2,273	2,190	777				
指	収益事業等会計	0	0	0	\setminus			
標	法人会計	-357	-2,412	-1,947				
	剰余金	18,387	16,906	14,728	Α			

※評価 ··· A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

		区 分	H30 決算	R1 決算	R2 決算	主な増減理由等	R3 予算
	資	産	927,888	925,636	925,310		-
		流動資産	18,972	17,204	15,210	訴訟費用の支出	
		固定資産	908,916	908,432	910,100		
資	負	責	3,059	3,030	3,872		-
産		流動負債	585	298	482	社会保険料の増額	
の状		固定負債	2,474	2,732	3,390	退職給付引当金658	
況	正	味財産/純資産	924,829	922,606	921,437		-
		基本財産/資本金	815,125	815,125	815,125		
		剰余金等	18,387	16,906	14,728	訴訟費用の支出	
		運用財産	91,317	90,575	91,584		
	収	事業収益 (a)	3,000	3,000	4,000		7,000
		うち県支出額	3,000	3,000	4,000		4,000
		(県支出額/事業収益)	(100.%)	(100.%)	(100.%)		(57.1%)
		事業外収益 (b)	31,700	33,884	32,358		31,005
	入	うち基本財産運用益	12,578	8,190	8,776		8,000
		特別収益 (c)	0	0	0		0
収支		うち基本金取崩額	0	0	0		0
の		収入計 (d=a+b+c)	34,700	36,884	36,358		38,005
状況		事業費用 (e)	29,308	29,179	29,780		33,980
		うち人件費	21,185	22,137	19,986		27,590
	支	(人件費/事業費用)	(72.3%)	(75.9%)	(67.1%)		(81.2%)
	出	事業外費用 (f)	8,022	7,927	7,748		8,230
		特別損失(g)	0	0	0		0
		支出計 (h=e+f+g)	37,330	37,106	37,528		42,210
		収支差 (d-h)	-2,630	-222	-1,170		-4,205

2 経営改善の取組の実施状況と評価

消耗品、消耗什器備品等に対する経費削減の努力を行っているが、新型コロナウィルスの感染防止対策の機材購入のため、前年度に比べこれらの科目は増額となっている反面、コロナ禍による諸行事の中止等により、行事運営等の費用の他、それに伴う出張や時間外勤務の科目が減額となっている。

また、暴力団事務所の使用差止めに関する訴訟費用の支出が165万円あるため、赤字幅が増加しているが、これは一時的な支出である。

今後も賛助会員の勧誘を継続し、県民のニーズに精一杯応えようと経営の努力をしていく。

3 赤字の要因(前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載)

暴力団事務所の使用差止めに関する適格センター訴訟の費用支出があり、単年度の収支は赤字となっている。

4 経営の健全性の総括評価

<u> </u>	程名の陸主任の総括計画								
	団体の自己評価	県所管課による評価							
判》	評価 評価	判定	評価						
C	基本財産の運用益の縮小による影響が大であるなか、公益法人の会計上、収支差はマイナスとなっているが、正味財産としてはプラスであり、依然、経営の健全性を保持している。 今後も財政基盤の安定化に向け、遊休財産の適切な運用、暴力追放友の会の会員増強等に取り組む。	0	・基本財産運用益、友の会会費の収入と公益目的事業の剰余金の計画的な活用により、必要な事業を実施出来ている。 ・基本財産運用益の大幅な減少により、これまで経常収益に組み込まなかった指定寄付金を令和元年度からは全額経常収益に組み入れ、必要に応じて特定資産の一部を取り崩して運用していることから、経営の健全性が担保出来ている。						

※判定欄 ··· ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況(過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況)

行政経営推進委員会意見	対応状況			
(経営健全性に係るもの)	団体記載	県所管課記載		
-				
_				
_				

※O:対応済 Δ:対応中 ×:未対応

Ⅳ 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
基本財産については、昨今の経済状態から、効率的な運用が困難となっているため、専門家の助言を受けるなどして、より効率的な運用を目指すものとする。 また、こうした現状においては、友の会会員の維持・増強も不可欠である。同会員は、暴力追放の趣旨の賛同者であり、当センターの事業を確実に推進することで、維持・増強を図るとともに、必要な経費削減により一層努めていく。	経費の削減に努めており、今後も更なる経費削減 のための見直しを行うとともに、左記の方針を実 直に実践しつつ、経常収益の増加に繋がる活動 に協力していく。

2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
暴力団排除機運の醸成を強化することにより、 友の会会員の維持・増強を図る。 そのため、 ・ 公共工事への入札参加おける評価点加点 制度の未整備市町への導入の働きかけ ・ 対策が必要と認められる業界・事業等への 支援及び啓発活動の強化 などに取り組むものとする。	左記内容については、理事会で議決されているものであり、所管課として、議決に従い着実な活動 推進をサポートしていく。

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	H30	R1	R2	R3	備考(増減理由等)
常勤役員数	1	1	1	1	
うち県OB	1	1	1	1	
うち県派遣	0	0	0	0	
常勤職員数	5	5	5	5	
うち県OB	2	2	2	2	
うち県派遣	2	2	2	2	
県支出額	3,000	3,000	4,000	4,000	
補助金	0	0	0	0	
委託金	3,000	3,000	4,000	4,000	
その他	0	0	0	0	
県からの借入金	0	0	0	0	
県が債務保証等を 付した債務残高	0	0	0	0	

[※]役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評 価 理 由	
定員管理の方針等を 策定し、組織体制の 効率化に計画的に取 り組んでいるか	0	平成23年4月の公益財団法人への移行に伴い、定員の大幅な削減 実施し、以降、適正な役職員の定員管理を行っている。	
常勤の役員に占める 県職員を必要最小限 にとどめているか	0	常勤の役員は1名で県職員OBである。	
常勤の職員に占める 県からの派遣職員を 必要最小限にとどめ ているか	0	県民と警察の橋渡し役として、安定した事業を行うための必要最小 度の人数にとどめている。	

[※] 評価欄 \cdots O:基準を満たしている \triangle :基準を満たしていないが合理的理由がある \times :基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

項 目	評価	評 価 理 由	
県からの派遣職員に ついて、必要性、有効 性が認められるか	0	暴力団組織の排除・壊滅には官民一体となった対策が必要である構成員の潜在化や資金獲得活動の多様化など暴力団情勢は日々しており、こうした中、暴力団対策に精通した現職警察官を派遣するで、社会情勢にあった情報の提供や安全確保を最優先とする相談が対する即時判断、警察担当部署へのスムーズな引き継ぎ・事件化が能になるなど、対策強化のための必要性・有効性が認められる。	
県からの補助金等の 支出や借入金等につ いて、必要性、有効性 が認められるか	0	責任者講習は、事業者等が選任した不当要求防止責任者に対し、暴力団員等からの不当要求を防止するための法令知識や具体的対応要領、暴力団情勢等の講義を行う法定講習であり、当該業務を代替する機関はなく、暴力団対策に併せ悪質クレーマー対策にも通ずることから県内の官公署、民間企業などからの受講申込みが多く、必要性、有効性は認められる。	

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	-	-		
利用者アンケート	1	-		
利用者等意見交換会	-	-		
その他 (事業を通じて把 握)	0	-	各種公益事業を通じて利用者 (県民)の意見・要望の把握に努 めている。	・県内の反社会的勢力の実情等を知りたい。 ・暴力団を含めた悪質クレーマー対策を教示して貰いたい。 ・不当要求責任者講習で視聴した暴力団排除DVDの貸出しをお願いしたい。

〇:実施している/公表している —:実施していない/公表していない

2 事業やサービスの見直し例

県内の反社会的勢力の実情や悪質なクレーマーに対する対応策を暴力団撃退マニュアルにまとめて掲載して講習時に反映させている。暴力団排除DVDについても、希望する団体、個人に対して貸し出しをおこなっている。